










会 長	副会長	副会長	事務局長	次 長	班 長			係
								

協議第40号

## 社会福祉協議会の取扱いについて

議題	協定項目23-17 社会福祉協議会の取扱い
<b>【調整方針案】</b>	
<p>○社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。</p> <p>○新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。</p> <p>○委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。</p>	
<b>【確認された調整方針】</b>	
<p>○社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。</p> <p>○新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。</p> <p>○委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。</p>	

上記のとおり同意されたことに相違ない。

平成15年 10月 24日

伊野町・吾北村・本川村合併協議会  
会 長 塩 田 始

行政制度等検討調整方針

協議第40号

伊野町・吾北村・本川村合併協議会

項目		協定項目 23 - 17 社会福祉協議会の取扱い								
		伊野町			吾北村			本川村		
名称		社会福祉法人 伊野町社会福祉協議会			社会福祉法人 吾北村社会福祉協議会			社会福祉法人 本川村社会福祉協議会		
法人設立認可		昭和42年3月6日			昭和50年8月6日			昭和63年10月17日		
職員 (パートは除く)		職名	数	備考	職名	数	備考	職名	数	備考
		事務局長	次長が代理		事務局長	1名	嘱託	事務局長	1名	
		事務局次長	1名		事務局次長	1名	兼 居宅介護支援専門員	事務局次長	1名	兼 生活援助員
		事務職員	2名		事務職員	1名		生きがい活動援助員	1名	
					訪問介護員	2名	兼 サービス提供責任者	生活相談員	1名	臨時
					訪問介護員	1名	兼 居宅介護支援専門員	介護職員	1名	
					訪問介護員	2名	臨時	訪問介護員	1名	兼 サービス提供責任者
					生活指導員	1名		生活援助員	1名	臨時
					介護員	1名		調理員	1名	臨時
					看護師	1名		介護福祉士	1名	在宅介護支援センターに出向
		3名		計	11名		計	9名		
役員	会長	1名			1名			1名		
	副会長	1名			2名			1名		
	理事	10名			10名			7名		
	評議員	21名			22名			16名		
	監事	2名			2名			2名		
会費		賛助会員年会費： 200円 特別会員年会費：10,000円			住民会員年会費： 500円 賛助会員年会費：1,000円 特別会員年会費：3,000円			戸別会員年会費： 100円 賛助会員年会費：3,000円(企業・団体) 特別会員年会費：1,000円		
会員加入率		58.6%			85.6%			76.9%		
基金設置状況		福祉積立基金29,674千円			福祉積立基金5,749千円			福祉積立基金92,171千円		
福祉関係組織・団体等事務局		民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社伊野町分区事務局 高知県共同募金会伊野町分会事務局 老人クラブ連合会事務局 身体障害者連盟事務局 ボランティアグループ「菜の花クラブ」事務局 ボランティアグループ「イレクターズ」事務局			民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社吾北村分区事務局 高知県共同募金会吾北村分会事務局 老人クラブ連合会事務局 身体障害者会事務局 めばえの会「母子・父子家庭」事務局			民生委員・児童委員協議会事務局 日本赤十字社本川村分区事務局 高知県共同募金会本川村分会事務局 シルバー介護士事務局 ボランティアグループ「こまどり会」事務局		

項目		協定項目 2 3 - 1 7 会福祉協議会の取扱い					
				現		況	
		伊野町		吾北村		本川村	
地域の概要	人口	2 4 , 7 8 6 人		3 , 5 0 6 人		7 9 0 人	
	世帯数	9 , 3 2 7 世帯		1 , 4 1 6 世帯		3 8 7 世帯	
	65才以上人口	5 , 6 3 6 人		1 , 4 3 8 人		3 2 8 人	
	一人暮らし老人数	6 0 2 人		3 0 3 人		6 5 人	
	身障手帳保持者数	1 , 2 3 5 人		2 6 4 人		4 7 人	
	療育手帳保持者数	1 1 0 人		2 0 人		9 人	
	母子世帯数	2 9 0 人		2 5 人		4 人	
	父子世帯数	6 2 人		5 人		1 人	
	常勤ヘルパー数	民間	9 人	社協	3 人	社協	1 人
	登録ヘルパー数	民間	4 人	社協	2 5 人	社協	1 1 人
	保健師数	市町村	6 人	市町村	3 人	市町村	1 人
	民生児童委員数	6 5 人		2 人		1 0 人	
	(内主任児童委員)	3 人		2 人		1 人	
福祉施設	特別養護老人ホーム	1 箇所	特別養護老人ホーム	1 箇所	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	1 箇所	
	身体障害者通所授産施設	1 箇所	デイサービスセンター B 型	1 箇所	デイサービスセンター	1 箇所	
	デイサービスセンター	6 箇所	保育所	1 箇所	老人憩いの家	1 箇所	
	在宅介護支援センター	5 箇所	在宅介護支援センター	1 箇所	保育所	1 箇所	
	老人福祉センター	1 箇所			在宅介護支援センター	1 箇所	
	保育所	7 箇所			保健福祉センター	1 箇所	
	老人憩いの家	4 箇所					
	老人保健施設	1 箇所					
	訪問看護ステーション	6 箇所					
介護保険事業実施状況	該当なし		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護支援事業</li> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 通所介護</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護 (受託・基準該当)</li> <li>・ 通所介護 (受託・基準該当)</li> </ul>		
活動・事業内容(受託事業)	地域福祉						
	高齢者	・ 高齢者等生きがいづくり推進事業		・ 生活管理指導事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生きがい活動支援通所事業</li> <li>・ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業</li> <li>・ 軽度生活援助事業</li> </ul>	
	障害児者	・ 障害者地域生活支え合い事業		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者デイサービス事業(平成15年7月開始)</li> <li>・ 身体障害者ホームヘルプサービス事業</li> </ul>			
	母子父子						
	児童青少年						
	その他	・ 生活福祉資金貸付事業(県社協)		・ 生活福祉資金貸付事業(県社協)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活福祉資金貸付事業(県社協)</li> <li>・ 郵便切手類販売事業(長沢郵便局)</li> </ul>	

項目		協定項目 23 - 17 社会福祉協議会の取扱い		
		現 況		
		伊野町	吾北村	本川村
活動・事業内容（補助・助成事業を含む）	地域福祉	ふれあいのまちづくり事業 ボランティアセンター事業 車イスの貸出 福祉車輛貸出 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 社会福祉大会の開催 支会（社協）育成支援 地域福祉権利擁護事業	車イスの貸出 福祉車輛貸出 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 社会福祉大会の開催 地域福祉権利擁護事業	日常生活用具の貸出 介護者教室の開催 ふれあいバザー 登録ヘルパーの育成 独居老人消防防火診断 地域ケア会議への参加 社協だよりの発行 福祉健康まつりの開催 地域福祉権利擁護事業
	高齢者	一人暮らし高齢者友愛訪問事業 一人暮らし高齢者ミニデイサービス事業 一人暮らし高齢者社会参加交流事業 一人暮らし高齢者配食サービス事業 ふれあいサロン事業	独居高齢者安否確認愛の一声運動 年末訪問パトロールの実施 独居老人配食サービス事業 一人暮らし老人の集いの開催 愛の奉仕者事業	ふれあいサロン事業 訪問給食サービス事業 独居老人外出支援事業 緊急通報装置の管理事業 まごころ郵便事業 ひまわりサービス事業 給食センター事業
	障害（児）者	「障害者の日の集い」の開催 手をつなぐ育成会育成支援 精神障害者家族会育成支援	身体障害者団体育成事業	介護用品の紹介
	母子・父子	小学校入学、中学校卒業生への祝品贈呈	めばえの会の育成	
	児童・青少年	福祉教育推進校の育成 スポーツ育成活動への助成 ボランティア体験学習事業	福祉教育推進校の育成 青少年育成村民会議への助成	福祉教育推進校の育成 青少年育成村民会議への助成 独居老人への励ましのメッセージのお届け
	その他	災害見舞金 歳末見舞金 香典返し寄付世帯初盆供え物配布 独居老人台帳の整備 古切手等の収集 ボランティアの育成 なんでも相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力	祭壇貸付事業 独居老人台帳の整備 母子父子台帳の整備 屋内ゲートボール場の運営管理 古切手等の収集 ボランティアの育成 心配ごと相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力	歳末見舞金 高齢者コミュニティセンターの運営管理 収益事業（郵便切手類販売事業） 収益事業（「祭壇等」貸付事業） 独居老人台帳の整備 古切手等の収集 ボランティアの育成 シルバー介護士の育成 心配ごと相談所開設 黄色いハンカチ事業への協力

項目	協定項目 2 3 - 1 7 社会福祉協議会の取扱い					
	伊野町		現 況		本川村	
	吾北村					
町村補助事業	・社協運営費補助金	15,570,201 円	・社協運営費補助金	8,226,000 円	・社協運営費補助金	4,647,268 円
	・ボランティアセンター事業	1,544,491 円	・福祉活動専門員設置事業	6,957,000 円	・心配ごと相談所運営事業	16,700 円
	相談・登録斡旋事業	164,040 円	・心配ごと相談所運営事業	144,000 円	・福祉教育推進校育成事業	100,000 円
	福祉教育推進校育成事業	390,000 円	・在宅福祉実践まちづくり事業	969,000 円	・ほんがわ福祉だよりの発行	557,900 円
	活動費	990,451 円	・屋内ゲートボール場管理費	526,000 円	・高齢者コミュニケーション管理	428,132 円
	・ふれあいまちづくり事業	1,500,000 円	・福祉教育推進校育成事業	170,000 円		
町村委託事業	・家族介護者支援事業	68,908 円	・障害者社会参加事業	130,000 円	・訪問介護事業	8,092,259 円
	・高齢者等生きがいづくり推進事業	338,879 円	・生活管理指導事業	75,000 円	・軽度生活援助事業	566,000 円
	・障害者地域生活支え合い事業	32,800 円	・障害者生活援助事業	201,135 円	・通所介護事業	19,923,717 円
	・更生資金貸付事業	250,000 円			・生活支援ハウス運営事業	8,123,112 円
					・在宅介護支援センターへの職員派遣	6,308,124 円
					・給食センター運営事業	1,738,214 円

項目	協定項目 2 3 - 1 7 社会福祉協議会の取扱い 現 況
参考法令等	<p>【地方自治法】 第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。（以下省略）</p> <p>【市町村の合併の特例に関する法律】 第16条（第1項～第6項 省略） 7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。 8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。</p> <p>【社会福祉法】 （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会） 第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施</li> <li>2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助</li> <li>3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成</li> <li>4. 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業</li> </ol> <p>2 地区社会福祉協議会は、1又は2以上の区（地方自治法第252条の20に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第1項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。</li> <li>4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第1項各号に掲げる事業を実施することができる。</li> <li>5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の5分の1を超えてはならない。</li> <li>6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があったときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</li> </ol>
調整方針（案）	<p>社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。 新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。 委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。</p>
協議の結果	<p>社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。 新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。 委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。</p>